

多文化共生社会の推進に関する要望

平成 1 9 年 1 1 月

多文化共生推進協議会

(群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する要望

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。また、最近ではアジアを中心に、在留資格「研修」により来日する外国人も増加傾向にあります。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方で、在留期間の長期化、定住化傾向が進んでいることから、労働、社会保障、医療、教育等の分野で様々な課題が顕在化しています。また、外国人研修・技能実習制度に関しては実態と制度の乖離等による問題が発生しています。

外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、在住外国人と日本人が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）づくりを推進していくため、地域住民、NPO、企業等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところですが、根本的には出入国管理を始めとした諸制度を所管する国における積極的な対応が肝要です。

ついては、国において次の点について措置を講じられるよう求めます。

平成19年11月

多文化共生推進協議会

〔 群馬県・長野県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・名古屋市 〕

1 多文化共生社会を推進する国の体制の整備

(1) 多文化共生社会推進に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「多文化共生社会推進本部」等を設置すること。

(2) 同推進本部において、政府の多文化共生の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「多文化共生社会推進大綱」等を策定すること。

策定にあたっては、外国人の定住化という傾向を踏まえた外国人を受入れるための各種制度の構築について、検討を行うこと。

(3) 将来的には、多文化共生社会の形成に向けた取組を推進するための政策を企画立案し、総合調整を行う専担組織及び特命担当大臣を内閣府に置くこと。

【要望の背景】

(1) 現在、国においては、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を始めとした様々な組織により、外国人を取巻く諸問題について検討がなされている。

(2) 総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体への多文化共生施策推進の方向性を提示しているが、国としての役割や地方自治体等との連携の在り方を示す明確な方針が依然として存在しない。

(3) 多文化共生施策の推進について、企画立案、総合調整を行う専担組織がない。

2 外国人の正確な居住実態の把握に係る制度について

外国人住民を地域住民である生活者として捉え、日本人住民における住民基本台帳と同じ立場で外国人の居住実態を正確に把握できる制度の創設を行い、その実効性を確保すること。

【要望の背景】

外国人の在留に係る情報の相互照会・提供と外国人登録制度の見直しについて、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日)において言及されている。

現在、地方自治法及び住民基本台帳法において外国人は住民登録の対象から排除されているため、地方自治体において個々に外国人を把握するシステムを構築している。外国人の移動が頻繁に行われることから、さまざまな自治体間で迅速に情報交換ができるよう、全国統一的な外国人住民に関する記録の適正な管理方法が望まれる。

現在の外国人登録制度においても、外国人による居住地変更の届出が確実に行われていないため、正確な居住実態が把握できていない。新たな制度整備を行う場合には、実効性の確保のために新制度の厳格な運用が不可欠である。

法務省の在留管理専門部会の「新たな在留管理制度に関する検討状況」中間報告(平成19年8月1日)において言及されているが、新たな在留管理制度により在留外国人の情報が法務大臣に一元化された後、市区町村が法務大臣から外国人住民の情報提供を受ける際に、各市町村間で情報把握や各種行政サービスに格差が生じないように法的整備を行う必要がある。

3 外国人児童生徒等に対する教育の充実

(1) 公立小中学校における外国人児童生徒の学習の機会保障について

外国人児童生徒に対する教育について、日本語指導の目標、教科学習の支援策等を含めた基本的な方針を策定し、その考え方を活かした指導要領を作成すること。

大学の教員養成課程に多文化共生教育及び日本語教育指導に関する内容を含めた授業科目を取り入れること。

外国人児童生徒の教育を担う専任教員の加配定数を充実するとともに、日本語指導の専門家による学校支援体制の整備を図ること。

外国人の子どもの不就学の状況について実態把握ができるシステムを確立し、公立学校、いずれかの教育関係機関等で教育を受ける仕組みづくりを行うなど対策を行うこと。

(2) 外国人児童生徒等の高等学校教育を受ける機会保障について

中学校卒業資格を持たない義務教育年齢を超える外国人が、高等学校の入学資格を取得しやすくするために、「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を1年間に複数回実施すること。

高等学校進学を希望する外国人児童生徒等への進学ガイダンス実施等、進路に関する情報について提供する仕組みを整備すること。

(3) 文部科学省が実施している外国人学校調査を全国規模で継続的に実施し、外国人学校の実態把握に努めるとともに、本国政府からも外国人学校に対する応分の支援を求めること。

【要望の背景】

- (1) 保護者の在日形態が短期滞在から永住まで様々なことから、外国人の子どもに対する教育ニーズは多様なものとなっており、教育体制の基盤整備や長期的な視野に立った外国人の子どもに対する教育方針の策定が必要となっているが、明確な方針が定められていない。また、日本語指導に関わるカリキュラムについては、その標準・基準とすべきものが十分に整備、普及されているとは言えず、指導内容や指導方法は各学校に委ねられているのが現状である。

外国人の子どもの指導には、教育に関する指導技術だけでなく、外国人児童生徒の置かれた立場やその文化的な背景の理解が必要であるが、そうした人材が不足している。

加配教員の制度は、外国人児童生徒の指導に欠かすことができないものであるが、未だ十分な配置ができておらず、更なる充実が必要である。

なお、専任教員の充実には時間がかかるため、日本語と母国語の両方がわかる人材を採用・育成し活用する必要もある。

公立学校、外国人学校等のいずれにも在学しない不就学児童生徒が少なからず存在し、また、その実態を把握することができていない。

- (2) 中学校の卒業資格を持っていないなど就学機会に恵まれなかった、義務教育年齢を超えた在日外国人に多様な就学機会を用意することは、より有利な就職機会を得ることにつながり再チャレンジを可能とする。
- (3) 外国人学校に通う児童生徒は、公立学校に通う者に比べて、高額な教材、不十分な指導体制・設備、公的奨学金制度が整備されていない等の場合が多い。また、外国人学校に対する本国政府からの支援が必ずしも受けられるわけではない。

4 外国人労働者等の適正な雇用管理について

- (1) 「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」について、直接雇用主及び間接雇用主への一層の浸透を図るとともに、外国人労働者の適正な雇用・労働条件等を確保するよう指導監督を徹底して行い、実効性のあるものにする事。
- (2) 外国人研修・技能実習制度について、不正行為を行う受入機関や企業への指導・監督を強化するなど、制度本来の趣旨に沿った実効性のあるものにする事。
- (3) 外国人の社会保険等への加入を促進するため、諸外国との間で、更なる社会保障協定の締結を進める事。
- (4) 外国人の社会保険加入の徹底を図るため、間接雇用主に社会保険加入を確認する義務を課すなど、必要な措置を講じる事。
- (5) 平成19年10月1日から施行された雇用対策法の外国人の雇用に係る改正に関する啓発パンフレットについて、多言語で作成を行い、周知を図る事。

【要望の背景】

- (1) 請負と労働者派遣の区別に関する基準が厳正に適用されず、業務請負事業者及び派遣事業者の下で数か月の契約期間で就労する外国人労働者に対する使用者責任があいまいになっている例が多い。

また、多数の不法就労者の存在が外国人の正規就労者の不安定な就労条件をつくる一因となっている。なお、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において不法就労者を使用する事業主への厳格な対処に実効性が高まるよう出入国管理及び難民認定法を改正すべきとされている。

さらに、外国人労働者の日本社会への対応の円滑化を図るためには、企業が外国人労働者に対し、日本語教育及び日本の生活習慣等について理解を深めるための指導及び生活上の相談等に応じることが重要である。

- (2) 外国人研修・技能実習制度については、制度本来の趣旨から離れ、外国人が安価な労働力として利用されるケースが多く、また、就労環境等を巡るトラブルも発生、社会問題化していることから、早急な対策が求められる。

- (3) 年金の通算などが可能となる社会保障協定を締結していない国の出身者で、将来帰国することを前提に来日している外国人にとっては、社会保険料を支払うメリットが感じられない。
- (4) 社会保険については、新指針により、労働者派遣又は請負を行う事業主に対して、派遣先に対し派遣する外国人労働者の氏名、労働・社会保険の加入の有無を通知する等、労働者派遣法の遵守を求めるとともに、雇用関係にない発注事業主に対する社会的責任については言及されていない。
- (5) 平成 19 年 10 月 1 日から施行された雇用主への外国人雇用状況報告の義務づけについて、外国人である雇用主に対する制度の周知啓発は多文化共生の観点から重要である。また、啓発資料を多言語化することで、労働者である外国人への啓発資料としても使用できる。

5 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結等について

日本国内で犯罪を行った外国人の国外逃亡に関し、国は諸外国との間に「犯罪人引渡し条約」を締結し、また、日本国において犯罪者を裁くことができるよう働きかけ等を行うこと。

【要望の背景】

群馬県や静岡県で起きた交通死亡事故や強盗殺人事件における国外逃亡した外国人容疑者について、相手国によって容疑者の起訴が相次いで行われるなど犯罪者の処罰について一定の進展が見られる。

しかし、日本で処罰される場合に比べ、量刑が軽くなる場合もあることから、被害者感情に不満が残るなど国民の不安感が払拭されておらず、一部の外国人犯罪者のために多くの善良な外国人が偏見等の差別的視点で見られることもある。